

■ 自動車等の通学について

本学では、原則として自動車での通学を禁止しています。

ただし町田校舎では、隣接の民間駐車場(北島駐車場)を利用する学生に限って、特別に自動車通学を認めています。

また、オートバイと自転車での通学も、町田校舎のみで認められています。

オートバイ通学の届出は必要ありませんが、2006年度より、自転車通学(町田校舎のみ)には届出が必要になりました。学生課窓口にある所定の届出用紙に記入し、学生課に提出して「登録シール」を受領し、自転車の後輪泥除け部分の目立つ所へ貼付してください。登録していない自転車での通学は認められないので注意してください。

オートバイ・自転車は、1台でも多く駐輪できるように所定の場所に正しく駐輪してください。

なお、三番町校舎では自動車・オートバイ・自転車通学は禁止されています。

🔍 問い合わせ・申込は、学生課まで！！

■ 多目的広場の一時使用について

町田校舎では、次の場合、多目的広場を一時使用することができます。ただし、使用する場合は学生課へ事前の届出・許可が必要です。

※対象学生：大学院生および大学4年生

※使用目的が以下の場合に限られます

大学行事のため、一時的に大学まで自動車を使用することが必要と認められる場合

クラブ活動のため、一時的に大学まで自動車を使用することが必要と認められる場合

教育・研究のため、一時的に大学まで自動車を使用することが必要と認められる場合

その他、特に大学まで自動車を使用することが必要と認められる場合